

デイサービスセンターくにくさ運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人あと会が開設する通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の通所介護従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

(事業所の所在地等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスセンターくにくさ
- (2) 所在地 広島市安芸区阿戸町4-1-8番地の1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）
事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員 3名（常勤3名（うち2名は介護職員と兼務））
利用者及び家族等からの相談に応じ、従業者に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。
- (3) 看護職員 3名（非常勤3名（機能訓練指導員と兼務））
利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- (4) 介護職員 8名（常勤6名（うち2名は生活相談員と兼務）、非常勤2名）
利用者の入浴、食事等の介助及び援助を行う。
- (5) 機能訓練指導員 3名（非常勤3名（看護職員と兼務））
機能の減衰を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日、営業時間及びサービス提供時間は次の通りとする。

- (1) 営業日 日曜日から金曜日まで及び祝祭日とする。ただし、1月1日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 (送迎に要する時間は除く)
午前9時30分から午後4時までとする。ただし、利用者の希望に応じて午後7時30分まで延長するものとする。

(指定通所介護の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、40人とする。

(指定通所介護の内容)

第7条 指定通所介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 送迎
- (2) 健康チェック
- (3) 食事サービス
- (4) 入浴サービス
(入浴設備は併設特別養護老人ホームと共用。9時30分～13時、17時～19時の間事業所で使用)
- (5) 生活指導
- (6) 日常動作訓練
- (7) レクリエーション

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする(別紙参照)。

2 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、通常の事業の実施地域を超えた地点から路程 1キロメートル当たり10円を実費として徴収する。

3 食費として1食あたり昼食520円、夕食620円を徴収する。

4 前3項の他、介護保険給付の対象とならないサービスに係る利用料として、別に定める利用料を徴収する(別紙参照)。

5 前4項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の事業の実施地域は、広島市安芸区、呉市焼山、東広島市黒瀬町、海田町、熊野町の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、サービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

- (1) 利用者は、車両による送迎の際、車内では職員の指示に従うこと。
- (2) 利用者は、機能訓練室の訓練器具等を使用する場合は、職員の立ち会いのもと、安全にかつ使用目的に従って使用すること。

(緊急時等における対応方法)

第11条 指定通所介護従業者は、指定通所介護を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上、避難・救出訓練を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第13条 事業所職員に対して、事業所職員である期間および事業所職員でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、事業所職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、従業者の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回
- (3) その他の研修

2 この規程に定める事項の他、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人あと会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年 4月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から一部改正する。

この規程は、平成19年10月1日から一部改正する。

この規程は、平成24年 4月1日から一部改正する。

この規程は、平成25年 5月1日から一部改正する。

この規程は、平成25年10月1日から一部改正する。

この規程は、平成26年3月1日から一部改正する。

この規程は、平成29年4月1日から一部改正する。

この規程は、平成30年4月1日から一部改正する。

この規程は、令和1年9月1日から一部改正する。

この規程は、令和5年7月1日から一部改正する。